

西九州大学と佐賀市教育委員会との教育実習に関する協定書

西九州大学と佐賀市教育委員会（以下「両者」という。）は、教育実習の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が連携・協力し、西九州大学における教育実習の質的水準の向上を図るとともに、教育実習生を受け入れる小学校及び中学校（以下「実習校」という。）における教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 両者が連携・協力する事項は、次のとおりとする。

- （1）実習校における教育実習の実施に関すること。
- （2）実習校の教育の充実・発展に関すること。
- （3）その他両者が必要と認める事項

（教育実習協議会）

第3条 両者は、第1条に規定する目的を推進するために、教育実習協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会に関し必要な事項は、別に定める。

（有効期間）

第4条 この協定書は、協定書締結の日から効力を発するものとし、両者の一方又は双方から連携・協力の終了を申し入れない限り、その効力は、継続するものとする。

（雑則）

第5条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項については、両者が協議して定めるものとする。

2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、両者が協議してその解決を図るものとする。

この協定書は、2通作成し、両者が署名の上、それぞれ1通保管するものとする。

平成23年1月26日

神埼市神埼町尾崎4490番地9

西九州大学

学長 福元 裕

（署名）

福元裕二



佐賀市大財3丁目11番21号

佐賀市教育委員会

教育長 東島 正

（署名）

東島正明



西九州大学と佐賀市教育委員会との教育実習協議会要項

(趣旨)

第1 この要項は、西九州大学と佐賀市教育委員会との教育実習に関する協定書（平成23年1月26日締結）第3条第2項の規定に基づき、西九州大学と佐賀市教育委員会との教育実習協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 西九州大学委員

- ア 西九州大学教職課程委員会委員長
- イ 西九州大学健康栄養学部教職課程委員会委員長
- ウ 西九州大学子ども学部教職課程委員会委員長
- エ 西九州大学事務局長
- オ 西九州大学教職課程委員会委員長が推薦する者 若干人

(2) 佐賀市教育委員会委員

- ア 佐賀市教育委員会教育長
- イ 佐賀市教育委員会学校教育課長
- ウ 佐賀市教育委員会学校教育課指導主事
- エ 佐賀市教育委員会教育長が推薦する者 若干人

(3) 佐賀市小中学校長会委員

- ア 佐賀市小中学校長会会長
- イ 佐賀市小学校長会会長
- ウ 佐賀市小中学校長会会長が推薦する者 若干人

(会議)

第3 協議会は、連携・協力を円滑に進めるため、毎年定例的に開催する。ただし、必要がある場合は臨時に開催する。

2 協議会に会長を置き、第2第1号アの委員をもって充てる。

(委員以外の者の出席)

第4 協議会が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者を出席させることができる。

(部会)

第5 協議会に、次に掲げる部会を置く。

- (1) 小学校教育実習部会
- (2) 栄養教育実習部会

(事務)

第6 協議会の事務は、西九州大学教務部教務課が行う。

(雑則)

第7 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要項は、平成23年 1月26日から実施する。

附 則

この要項は、平成31年 4月25日から実施する。

西九州大学と佐賀市教育委員会との小学校教育実習に関する申し合わせ

- (1) この申し合わせは、西九州大学と佐賀市教育委員会との小学校教育実習および栄養教育実習に関して必要な事項を定める。
- (2) 佐賀市教育委員会が、西九州大学に各実習校での受け入れ可能人数を通知し、学生配属は西九州大学で行うこととする。
実習校については、若楠小学校、高木瀬小学校を中心に佐賀市内の小学校に協力をお願いする。
ただし、栄養教諭の教育実習については、栄養教諭の配属等を考慮し、佐賀市教育委員会と協議の上、実習校を決定する。

*スケジュール

[5月中]

- ◆佐賀市教育委員会は、学校情報（各学校年間行事計画等）を大学へ送付

[5月末]

- ◆市内小学校から受け入れ可能な人数を市教委へ報告
- ◆市教委での次年度教育実習の受け入れ締め切り

[6月上旬]

- ◆市教委で受け入れ可能な人数を大学へ報告

[6月下旬]

- ◆大学で配属校を決定し、市教委へ報告

[8月上旬]

- ◆大学で事前指導を実施
- ◆実習生は、配属校にあいさつに行く
- ◆配属校で、実習生に対する事前指導等の打ち合わせ
- ◆教育実習事前活動の開始

[次年度4月]

- ◆受け入れ人数、時期を学校、市教委、大学で確認

[6月～]

- ◆小学校教育実習開始

[9月～]

- ◆栄養教育実習開始（栄養教諭）

- (3) 実習費は、県内他大学の実習等と一律にするものとし、教育実習生が教育実習費納入通知書により、佐賀市へ納入するものとする。
- (4) 佐賀市教育委員会は、小学校教育実習に関する事前・事後指導を1コマずつ受け持つこととする。

この申し合わせは、平成23年1月26日から実施する。